

平成 29 年 4 月に入学する生徒・保護者の皆様へ

県立高等学校授業料・ 高等学校等就学支援金について

○県立高等学校の授業料については、平成26年度入学生から原則**有償**となりました。
ただし、保護者等が支払っている住民税のうち、「市町村民税所得割額」が、所得制限未満の世帯には**就学支援金（授業料相当額の支援）制度**があります。
就学支援金は、生徒が支払うべき授業料に充てられ、**実質無償**となります。

所得制限

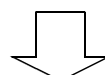
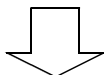
「市町村民税所得割額」が**30万4,200円未満**の世帯

市町村民税所得割額（30万4,200円）は**保護者（父・母等）の合算**により判断します。

- ・収入の目安としては、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円程度です。（世帯構成や各種控除等により変わります。）

保護者（父母）の税額合算が
所得制限（304,200円）**未満**の場合

保護者（父母）の税額合算が
所得制限（304,200円）**以上**の場合



・**就学支援金の受給対象となります**
【受給には**申請が必要**です】

《就学支援金申請に必要な書類》

- 認定申請書（入学者オリエンテーションで配布します）
- 平成28年度の市町村民税所得割額がわかる
下記の書類のいずれか（原本または写し）
 - ・納税通知書（自営業などの場合。市町村から発行）
 - ・市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
（会社員等の場合。勤務先から配布）
 - ・課税証明書等
（市町村役場で発行 ※発行手数料がかかります）

・**授業料を負担していただきます。**

年額11万8,800円（月額9,900円）

《授業料の口座振替》

- ・4月分～6月分→ 6月17日（3ヶ月分）
- ・7月分～9月分→ 9月17日（3ヶ月分）
- ・10月分以降 → 毎月17日（3月は10日）

17日が土日祝日に当たる場合は、翌営業日に
口座振替されます。

提出期限 4月 日（ ）入学式当日【厳守でお願いします】

【留意事項】

- 就学支援金の受給対象になるかどうか、勤務先から配布されている「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等であらかじめ確認してください。
- 対象となる方は、申請に必要な課税証明書等の準備をお願いします。
- 今回の申請は4～6月の授業料についてのものです。7月から翌年6月分の授業料にかかる就学支援金については、7月に再度手続きが必要です（6月頃にご案内します）
- ※**申請書の提出がない場合は、授業料を負担していただくこととなります。** 【裏面へ】

授業料・就学支援金制度に関する Q & A

Q 入学以降の手続きについてはどうなっていますか？

入学時には、この案内に添付された「受給資格認定申請書」に市町村が発行する「課税証明書」（または前年度の課税額が示されている書類）を添付して、4月～6月の就学支援金の受給分についての申請をしていただきます。なお、就学支援金は授業料に充てられることから、生徒や保護者あて直接現金等で給付されるものではありません。

就学支援金受給の可否は、学校を経由して5月下旬に通知する予定であり、給付されない方に対しては、授業料の納付について併せて案内します。

7月～翌年6月分の就学支援金の申請については、6月にご案内しますので、所定の申請書に29年度の課税額が示されている課税証明書等の書類を添付して、申請をしていただきます。

2年次以降については、年1回（6～7月頃）の申請となります。

Q 休学する場合の手続きは？

休学期間については、授業料は課されませんので、就学支援金も停止します。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止に関する手続きも必要となりますので、忘れずに行ってください。

復学の際に、支給再開の手続きを行うことで、就学支援金も再開されます。

Q 就学支援金の対象外となりましたが、家計の都合で授業料の納付が困難です。

就学支援金は、課税証明書に記載の市町村民税所得割額により審査を行います。会社の倒産や退職など家計の急変があった場合は、課税額へ反映されず就学支援金の受給対象外となることがありますが、急変の程度によっては授業料の減免等の対象となる場合がありますので、学校の事務室に相談をしてください。

Q 家族構成に変化がありました。手続きは必要ですか？

保護者の再婚・離婚・死別などの変更があった場合には、変更があった保護者分の課税証明書等と、「収入状況届出書」の提出が必要となります。その結果、所得制限以上となった場合には、変更の事由が発生した翌月から就学支援金の支給が停止し、授業料を納めていただきます。反対に、所得制限未満となった場合には、事由発生翌月から就学支援金が支給開始となり、授業料を納める必要がなくなります。

変更等があった場合には、忘れずに手続きをお願いします。

低所得世帯向けの奨学給付金制度について

- 低所得世帯（市町村民税所得割額が非課税の世帯）を対象に、教科書費・教材費・学用品費など授業料以外の教育費負担軽減を目的とした奨学給付金制度があります。（平成26年度から創設）この給付金については返還の必要はありません。
- 対象は、26年4月以降に入学した生徒の世帯で、保護者が県内に居住していること、保護者の市町村民税所得割額が非課税となっていることなどが条件となっています。
- 金額は、家族構成により異なり、①生活保護世帯 ②第1子の高校生がいる世帯 ③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯 の3種類に分かれます。
- 就学支援金とは申請方法が異なります。申請時期（7月頃）に改めてご案内します。